

姫路市新美化センター整備・運営事業

落札者決定基準書

令和8年1月26日

姫 路 市

< 目 次 >

第1章 落札者決定基準書の位置付け	1
第2章 落札者決定の手順	1
1. 入札参加資格審査	1
2. 事業提案審査	1
3. 落札者の決定	2
第3章 事業提案審査の方法	3
1. 基礎審査	3
2. 非価格要素審査	3
3. 価格要素審査	6
4. 総合評価	7
5. 落札候補者の選定	7
第4章 落札者の決定	7
第5章 その他	7

第1章 落札者決定基準書の位置付け

姫路市（以下「本市」という。）が進める「姫路市新美化センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）において、事業者は、本施設の整備及び運営・維持管理に関する専門的な知識、ノウハウ等が求められる。このため、本市では、価格以外の施設性能・機能等及び価格によって落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札を採用する。

落札者決定基準書は、総合評価落札方式による落札候補者の選定に際し、要求水準書等の内容について、応募者から提出された事業提案書を評価する基準として示すものである。

第2章 落札者決定の手順

1. 入札参加資格審査

本市は、応募者から提出された入札参加資格審査に関する提出書類をもとに、入札説明書に記載する「入札参加資格要件」に示した事項を満たしているかどうか確認する。

入札参加資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の事業対話に進むことができるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。なお、入札参加資格審査の結果については、全応募者に通知する。

2. 事業提案審査

(1) 基礎審査

本市及び姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、事業提案書に記載された内容が、落札者決定基準書に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認する。

基礎審査の結果、当該要件を全て満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むことができるものとする。

(2) 非価格要素審査

選定委員会では、応募者から提出された事業提案書を評価して得点化する。なお、非価格要素審査に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。

(3) 価格要素審査

選定委員会では、入札価格を得点化する。

(4) 総合評価

選定委員会では、非価格要素審査及び価格要素審査の得点を合計して総合評価点を算出する。

(5) 落札候補者の選定

選定委員会では、総合評価点の最も高い応募者を落札候補者として選定する。

3. 落札者の決定

本市では、選定委員会における総合評価の結果に基づき、落札者を決定する。

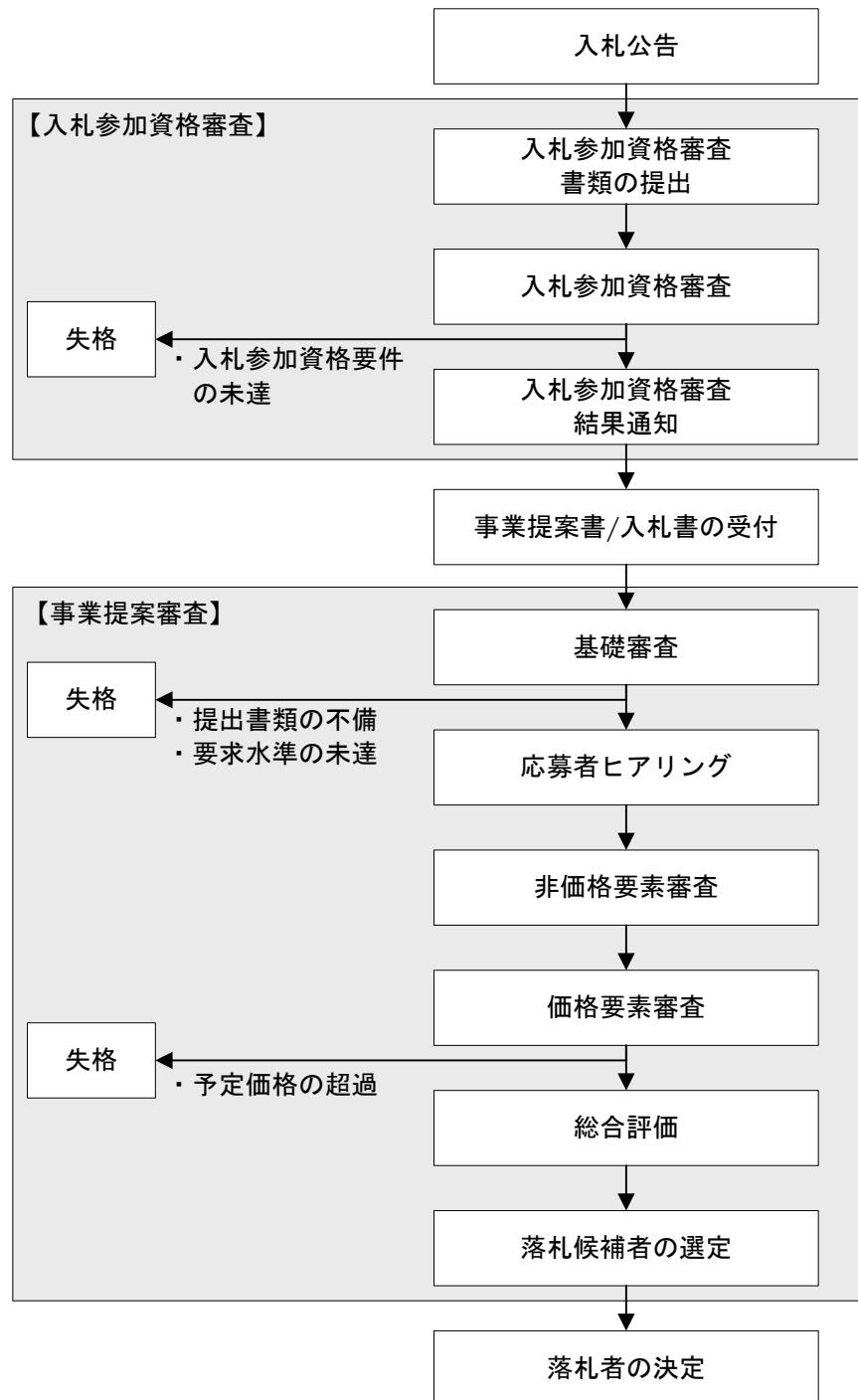


図1 落札者決定までの流れ

第3章 事業提案審査の方法

1. 基礎審査

本市及び選定委員会では、応募者から提出を受けた事業提案書について、次に示す項目を審査する。審査に当たり、事業提案書の内容では要求水準書に規定する性能要件を満たしているか不明瞭な場合は、応募者に対して確認することがある。

なお、要求水準書に規定する性能要件を満足していないと認められた場合は、その応募者は失格とする。

ア 提出書類の整合確認

- 1) 必要な書類がそろっているか。
- 2) 書類間の整合が図られているか。

イ 事業提案書と要求水準書との整合確認

- 1) 提案内容が要求水準を満たしているか。ただし、入札説明書等や質問回答書の内容も考慮した上で判断する。

2. 非価格要素審査

(1) 評価項目及び配点

非価格要素審査の配点は 60 点とし、評価項目及び評価項目ごとの配点は表 1 から表 3 までに示すとおりとする。

表1 評価項目・評価基準・配点 (1/3)

評価項目	評価基準		配点	
I 安心・安全で安定的に処理が可能な施設			20	
1. 全体配置・動線計画	(1) 平時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に出入りする様々な車両が、場内において滞留することなく安全かつスムーズな車両動線計画を具体的に提案しているか。 様々な施設を配置するうえで、統一感のある全体配置計画を具体的に提案しているか。 見学者等にとって安全でかつ負担の少ない屋外動線計画を具体的に提案しているか。 多目的広場の有効的な活用方法を具体的に提案しているか。 	4	6
	(2) 災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応時における災害廃棄物の動線計画を具体的に提案しているか。 指定避難所としての使用を想定した諸室計画や施設内動線を具体的に提案しているか。 	2	
2. 安定稼働		<ul style="list-style-type: none"> ごみ量が一時的に増加する時期や時間帯などへの対応策を具体的に提案しているか。 今後の社会情勢や市の施策等によるごみ質の変動への対応策を具体的に提案しているか。 	2	
3. 運転体制		<ul style="list-style-type: none"> 本施設の運転に対し、専門資格者の配置など適切な運転体制を具体的に提案しているか。 適切な運転体制を確保するために人材育成方法等の体制を具体的に提案しているか。 事故発生時の対応を具体的に提案しているか。 労働環境に優れた施設運営を具体的に提案しているか。 運営期間終了後の引継ぎ体制を具体的に提案しているか。 	4	
4. 緊急時の対応	(1) 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 様々な災害等に対する事業継続計画、災害によるライフライン遮断時などにおける安全性、早期復旧策やサポート体制について、具体的に提案しているか。 	2	6
	(2) ごみピット火災対応	<ul style="list-style-type: none"> ごみピット火災の予防方法、早期発見とその対処方法について具体的に提案しているか。 初期消火対応、延焼防止対策、早期復旧対策等を具体的に提案しているか。 	4	
5. 経営計画		<ul style="list-style-type: none"> 運営期間中における安定した特別目的会社 (SPC) の経営計画や不測の事態が発生した際の対応等を具体的に提案しているか。 	2	
II 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設			10	
1. 省エネ・二酸化炭素排出量		<ul style="list-style-type: none"> 本施設における電気・ガス・燃料使用量削減や自然エネルギーの活用等による二酸化炭素削減の方策を具体的に提案しているか。 	4	
2. エネルギーの有効活用	(1) 効率的な発電計画	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ継続的に発電できるシステム及び運転計画を具体的に提案しているか。 	4	6
	(2) 有効活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 施設内や敷地内において、発電した電気や余熱(蒸気や温水)の積極的かつ効率的な活用方法を具体的に提案しているか。 	2	

表2 評価項目・評価基準・配点(2/3)

評価項目	評価基準		配点
III 周辺環境に配慮した施設			12
1. 公害防止計画	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理に対する設計のほか、運転中における排ガス基準値の管理方法等を具体的に提案しているか。 ・排ガス以外の公害防止基準値等の遵守方法や管理方法を具体的に提案しているか。 		4
2. 景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉棟、管理棟、計量棟、多目的広場（兼災害廃棄物仮置場）等の施設において、統一感の取れたデザインなど、具体的な提案となっているか。 ・形状や色彩等、周辺環境との調和がとれた具体的な提案となっているか。 		2
3. 施工計画	(1) 土壤汚染対策	・土壤汚染に対する適切な施工計画、安全な管理方法を具体的に提案しているか。	2
	(2) 排水対策	・工事の際に排出される排水、地下水及び雨水を場外へ放出する際の処理方法を具体的に提案しているか。	2
	(3) 工程管理	・令和14年4月稼働及び令和10年3月までの工事着手を確実に履行できる方策を具体的に提案しているか。	2
IV 地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設			8
1. 環境学習	(1) 環境学習機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境意識向上や本施設のイメージアップにつながる、効果的な環境学習機能を具体的に提案しているか。 ・将来の技術革新にも対応した更新計画を具体的に提案しているか。 ・展示物やシステム等の更新計画を具体的に提案しているか。 	1
	(2) 情報発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の状況や運転情報など、情報発信の方法を具体的に提案しているか。 ・環境イベントの企画・立案やイベント情報の発信を具体的に提案しているか。 	1
2. 搬入管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計量・投入において搬入者の負担が少ない搬入出管理体制を具体的に提案しているか。 ・本施設での24時間受入体制の方法を具体的に提案しているか。 		4
3. 地元貢献	(1) 地元貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業（市内に本店又は本社を有する企業）への発注金額を評価する。 ※建設費と運営費のそれぞれにおける発注金額を評価する。 ※下請金額は第二次下請けまでとする。 【点数=工事での発注金額+運営での発注金額】 ・工事: 0.4点 × (提案の工事での発注金額 / 最も高い工事での発注金額) ・運営: 0.6点 × (提案の運営での発注金額 / 最も高い運営での発注金額) 	1
	(2) 地元雇用	・運営期間において積極的な地元雇用への配慮を具体的に提案しているか。（運営事業者及び運営・維持管理業務を行う事業者に限る。）	1

表3 評価項目・評価基準・配点（3／3）

評価項目	評価基準	配点
V 洗練された無駄のない施設		10
1. 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設を30年以上使用できるよう長寿命化に対応した施設計画（設計）を具体的に提案しているか。 ・本施設を30年以上使用できるよう運転計画や維持管理計画により、長期間安定処理を継続できる施設を具体的に提案しているか。 ・ライフサイクルコストの低減が図れる経済性に優れた施設を具体的に提案しているか。 	4
2. 最終処分量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量を低減するための方策を具体的に提案しているか。 	2
3. 信頼性、耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・停止することのない安定かつ安全に稼働できるようなシステムを具体的に提案しているか。 ・最新技術を活用し、より安定的・効率的な施設稼働の方策を具体的に提案しているか。 	4

（2）評価及び得点化方法

選定委員会では、事業提案書における提案内容を評価項目及び評価基準をもとに評価する。なお、評価に当たり、提案内容について応募者にヒアリングを実施する。

評価内容及び得点化方法は、表4に示すとおりとし、評価項目ごとの得点の合計を、非価格点とする。

表4 評価内容及び得点化方法

評価	評価内容	得点化方法
A	提案内容が非常に優れている	配点×1.00
B	AとCの間である	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	CとEの間である	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度である	配点×0.00

※表示は小数点第2位までとするが、計算上は四捨五入しない。

※IV3. (1) 地元貢献：地元企業への発注金額は、相対評価による定量評価を行う。

3. 價格要素審査

価格要素審査の配点は40点とし、価格点を次の方法で算出する。ただし、予定価格を超えた入札その他入札関係書類に示す条件を満たさない入札は無効とし、価格要素審査の対象とはしない。

なお、最低入札価格とは入札者のうち最低の価格で入札した者の入札額をいい、入札価格とは評価の対象となる者のした入札額をいう。また、定量化限度額は設定しない。

$$\text{価格点} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

※表示は小数点第2位までとするが、計算上は四捨五入しない。

4. 総合評価

総合評価点は、非価格点及び価格点の合計で算出する。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{非価格点} + \text{価格点}}$$

5. 落札候補者の選定

選定委員会では、総合評価点の最も高い応募者を落札候補者として選定する。総合評価点の最も高い応募者が複数ある場合は、非価格点の高い応募者を落札候補者として選定する。それでもなお複数ある場合は、落札候補者を複数選定するものとする。

第4章 落札者の決定

本市は、選定委員会による選定結果を踏まえ、落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札候補者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。

第5章 その他

本市は、本事業に係る応募者がいない、又はいずれの応募者も本市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をD B O事業として実施することが適当でないと判断した場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

上記の場合において、これまでにかかった費用は、本市及び応募者が各自負担するものとする。